

令和2年4月1日

請負人様

旭川市水道事業管理者 木口信正
(上下水道部経営企画課担当)

旭川市水道局発注工事等の適正な履行について（通知）

この度、本市水道局（以下「局」という。）発注工事等の請負契約を締結するに当たって、請負人として守っていただく事項についてお知らせします。

本書をよく承知され、契約を適正に履行されるよう願います。

1 通知事項

- (1) 関係法令及び国等の指導の遵守
- (2) 労働災害事故等の防止
- (3) 雇用・労働条件の改善
(「令和2年度公共工事設計労務単価（基準額）」（別紙）)
- (4) 労働時間の短縮
- (5) 建設業退職金共済制度への加入促進
- (6) 技術者の届出
- (7) 一括下請負の禁止
- (8) 下請負契約の適正化等
- (9) 前払金の適正使用
- (10) 建設業の許可に係る標識及び施工体制台帳の作成等
- (11) 相談窓口の情報提供

添付資料 「旭川市における公契約の基本を定める条例」が制定されました

1 関係法令及び
国等の指導の遵
守

契約の履行について建設業法、労働基準法等の関係法令を承知し、これらに反する行為のないよう留意してください。

また、国等の指導を守るとともに、特に平成3年2月5日に策定された「建設産業における生産システム合理化指針」は、建設行政の重要な指針ですので、この内容をよく承知し、守るようにしてください。

2 労働災害事故
等の防止

(1) 北海道内における令和元年の建設業に係る死亡災害事故は19件であり、全産業における事故数60件の内の31.7%を占めており、件数は前年に比べ増加し、依然として、全産業に占める割合は高い状態が続いています。建設業は危険な業種とのイメージの改善に向けて、労働災害の絶無を期してなお一層努力してください。

ア 局発注工事の請負人は、工事の安全施工について工事監督員と十分協議した上、下請負を含めた工事関係人に対する安全衛生教育・指導等の措置をとるほか、保安要員の適正な配置、地下埋設物の把握及び取扱いの注意、建設機械等の安全使用等工事の安全管理体制を強化、事故の絶無を期すること。

事故は着工1週間以内に発生する確率が高いので、早期に協議・指導・対策を徹底させること。

イ 万一、労災事故が発生した場合、速やかに所定の手続をとることとし、いわゆる「労災隠し」は絶対行わないこと。

(2) 公衆への事故防止について

工事現場付近の住民、通行者等の安全対策、特に道路工事現場の掘削後の処理（バリケード、赤色灯、防護ネット等の設置）、埋め戻し後の復旧状況、危険な工事に対するフェンス等の設置に関して万全を期してください。

公衆事故の発生は、公共工事への信頼を失わせるとともにその後の処理に多大な時間と労力・費用を要することとなります。安全対策の不備による事故が生じた場合は、指名停止等の措置をとることもありますので、現場の安全管理には十分配慮し、常時確

認をするよう願います。

なお、工事の着手に当たっては、請負人として必要な安全措置のほか、付近住民や通行者等の理解と協力を得るようにしてください。

(3) 工事関係車両による交通事故等の根絶

建設工事現場に出入りする工事関係車両については、始業時の点検整備、悪質違反運転者の排除、適正な運送業者の使用、過積載の禁止を徹底し、労働者の移動及び資機材の運搬等に当たって、下請負業者も含め交通関係法令を遵守するよう措置し、事故の防止に努めてください。

また、資材運搬業務契約や交通誘導業務契約における代金の設定については、工事の施工に関連する交通事故防止等の観点から、安全性等を考慮した合理的なものとしてください。

(4) 任意保険等の加入

万一の事故に備えて、請負人は、任意の労災保険、第三者に対する損害賠償責任保険等に加入するように配慮してください。

(5) 事故等の発生報告について

次の各号に該当する事故等が発生した場合は、「労災事故等の発生について（報告）」により、工事監督員等を経由して水道事業管理者に早急に報告してください。

ア 工事現場等に災害その他異常な事態が発生したとき。

イ 労働安全衛生規則第97条に規定する労働者死傷病報告を提出すべきもののうち、休業の日数が4日以上となる見込みの労災事故

ウ 公衆に死亡又は負傷者を生じさせた事故

エ 工事関係車両による社会的影響があると認められる交通事故等

(6) 工事対応連絡簿の提出

建設現場における連絡体制を確立しておくとともに、緊急の場合の連絡、対応措置が速やかにできる現場責任者等の電話番号等を「工事対応連絡簿」に記載し、契約時に工事担当課に提出して

ください。

その他工事監督員とは常に連絡を密にしてください。

3 雇用・労働条件の改善

建設業においては、労働条件や福利厚生等が他の産業に比べて大きく立ち遅れているのが現状であり、公共工事の受注者として今後積極的な改善を図っていくことが必要で、労働者福祉等の向上を図るため、次のことに留意してください。

(1) 「建設産業における生産システム合理化指針」について

建設業者のとるべき措置については「建設産業における生産システム合理化指針」に記載されていますが、特に季節労働者等の賃金については適正な賃金基準を維持し、支払の遅延及び不払いが起こらないよう下請負業者への指導も含めて十分配慮すること。

(2) 雇入通知書の交付について

季節労働者等の雇用に際しては、当該労働者に雇入通知書を必ず交付すること。

(3) 公共工事設計労務単価を参考とした労務単価の取扱いについて

下請契約等における代金の設定に当たり「公共工事設計労務単価」を参考とした適切な労務費を設定して、少なくともその90%を下回ることにないように努めること。また、この単価は所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定されたものであるため、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費・一般管理費等の諸経費は含まれていないので、それらの別途計上を忘れないよう注意すること（別紙、公共工事設計労務単価（基準額）に、建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費等の事業主負担額等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を下段に括弧書きで示している。）。

(4) 社会保険等の加入について

請負人は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）及び労働者災害補償保険の保険料の適正な納付に努めること。

国土交通省や北海道の発注工事においては、原則として社会保

険等未加入業者を下請人としてはならないとされ、下請契約から排除することとされており、このような公共工事を取り巻く状況を踏まえて、局においても令和元年10月1日以降に公告した工事から、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止とした。

建設業法においても、令和2年10月1日から社会保険の加入が要件化され、社会保険等の未加入業者との下請契約を原則禁止となることから、このような業者を下請人とする場合は、加入するよう指導すること。

(5) 労働者賃金等の実態調査について

公契約に関する施策を総合的に推進する取組の一環として、令和元年度に本市契約課発注工事に従事する労働者の賃金等について実態調査を行い、結果については本市のホームページで公表しました。

令和2年度についても、引き続き調査を予定しているので、調査対象工事となった場合は、趣旨に御理解のうえ、調査にご協力いただくようお願いします。

4 労働時間の短縮

「労働基準法」の改正により、平成9年4月1日から法定労働時間が1週40時間（1日8時間）となっていますので、各事業場において改善に努めてください。

なお、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、働き方関連法）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることのできない時間外労働の上限について法律で定めただうえで、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされていることから、労働者の長時間労働の是正や週休2日の確保などの働き方改革に向けた取組を進めるよう努めてください。

年次有給休暇の付与日数は最低が勤続6か月で10日となって

います。また、特に季節労働者については、継続する就労日数が3か月以上4か月未満の者は3日程度、4か月以上6か月未満の者には5日程度の有給休暇を付与するよう努めてください。

また、事業主は、働き方関連法に基づき、10日以上有給休暇があるすべての労働者について、労働者の申し出の有無に関係なく毎年5日間、時季を指定して年次有給休暇を与えなければなりませんので、雇用者の年次有給休暇の取得義務について、留意してください。

これらの措置は労働者の福祉の向上につながると同時に建設工事の安全衛生対策上極めて重要なことであり、公共工事にあつてはこの労働時間の短縮は予定価格算定上考慮されているので、その遵守を図るようにしてください。

5 建設業退職金 共済制度への加入 促進

建設業退職金共済制度は、建設現場労働者が事業主を変えて働く場合、各事業主の雇用した期間を全て通算して退職金が支払われる制度です。建設労働者の福祉の増進を図り、もって建設業の健全な発展に資するため、関係機関からこの制度の普及・徹底が要請されているところです。局発注工事の請負人は、次の事項を遵守してください。

- (1) 局が発注する工事については、工事費の中に共済証紙の購入経費を含んで積算しているので、請負人は専門工事業者（下請）が使用する共済証紙もまとめて購入し、必要数量を交付するとともに、共済証紙貼付を確認すること。
- (2) 請負人が建設業退職金共済制度に加入していない専門工事業者等と下請契約を締結する場合は、加入するよう指導を徹底するなどして、建設業退職金共済制度の普及に努めること。
- (3) 事業主は新たに雇用した労働者が退職金共済手帳を所持していない場合は、速やかに退職金共済手帳の交付手続をとること。
- (4) 他の退職金制度に加入していて、建設業退職金共済制度には加入していない事業主が、退職金共済手帳を所持している労働者を雇用したときは、共済証紙の貼付が継続的に行われるよう建設業

退職金共済組合に加入すること。

(5) 事業主は、雇用する労働者の退職金共済手帳に定期的に（少なくとも月1回）その雇用した日数分の共済証紙を貼付すること。

この場合、1日の労働時間が8時間を超えたときは、超えた部分につき8時間を単位として1日分を加算すること。また、それが深夜作業で翌日に4時間以上繰り込んだときは、8時間に満たなくとも1日分を加算して貼付すること。

(6) 退職金共済手帳は、労働者が保管していることが原則であるが、便宜的に使用者が雇用期間中保管する場合は定期的に（少なくとも月1回）労働者に確認させること。

(7) 労働者が他の職場に移動するときは、退職金共済手帳を必ず労働者に返還すること。

(8) 工事現場には共済組合交付の「建設業退職金制度適用事業主工事現場標識(シール)」（建退共加入業者）と、市所定の「建設業退職金共済制度に加入されている皆様へ！」の標識（請負人が作成）を掲示すること。

6 技術者の届出

建設業法では建設工事を施工する建設業者は、全て主任技術者又は監理技術者を置かなければならないと定めています。各専門工事が組み合わさって発注された建設工事にあつては、これら主任技術者又は監理技術者のほかに専門工事に係る技術者を置かなければなりません。

局建設工事請負契約約款第10条では、これらの技術者の通知を請負人に義務付けておりますが、複数の組み合わさった工事を請負人が自ら施工する場合で専門技術者の届出がない場合は、主任技術者又は監理技術者がその資格を有しているか確認する必要があります。特に一式工事において、各専門工事又は附帯工事に係る技術者がいない場合は、当該建設工事に係る許可を受けた建設業者に下請けさせる必要があるため、この点留意してください。

契約に基づく技術者の通知は、元請負人に係るものを求めています。しかし、重層的な下請関係がある場合には、建設業法では、各

下請負人についても主任技術者の設置が義務付けられていますので、この点も把握しておく必要があります。

また、工事によっては工事毎に専任の主任技術者又は監理技術者を設置しなければならないこともありますので、十分留意してください。

7 一括下請負の 禁止

局では建設工事請負契約約款第6条で、工事の全部又はその主たる部分の一括下請負を全面禁止しています。

また、一括下請負の禁止は元請負人によるものだけでなく、重層的な下請関係にあるもの全てに関して及ぶものであり、このようなことがないように十分注意してください。

8 下請負契約の 適正化等

下請負契約の適正化については、国土交通省で定めた「建設産業における生産システム合理化指針」によるところですが、国土交通省では、さらに建設業界への指導の一環として「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」を通知しており、次のことに留意してください。

(1) 下請契約の締結について

元請負人は、後日紛争が起こることのないよう建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む下請契約を締結すること。

また、下請工事の見積りに当たっては、法定福利費が内訳明示された標準見積書を活用するとともに、下請負人との協議において、これを尊重すること。

(2) 前払金の支払について

下請負人における資材の購入、労働者の募集など工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮を行うこと。

前払金等は現金でなされることから、下請負人に対して相応する額を速やかに現金で前払いするよう十分配慮すること。

(3) 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とするこ

と。

なお、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を労務費相当分を充たした上で、少なくともその割合が20%を下回ることはないように設定するとともに、支払代金に占める現金比率を高めることに留意すること。また、支払に手形を使用する場合（前金払、部分払を含む。）には、手形期間を90日以内のできる限り短い期間とするよう努めること。

(4) 下請工事の施工に係る紛争防止について

局では、下請工事の施工に係る紛争防止のため、特に建設工事請負契約約款第60条を規定しているので、この点十分留意すること。

(5) 法令遵守等について

元請負人と下請負人の関係に係る留意点について、国土交通省では「建設業法令遵守ガイドライン(第4版)」を策定し、どのような行為が建設業法に違反することとなるかを具体的に示しているため、法令に違反することがないようにするとともに、当ガイドラインで示された事項のほか、適正な施工体制を確保するため、施工条件等について、双方十分に協議を行った上で、適正な下請契約の履行をすること。

(6) 地元業者の活用

地域経済の活性化及び地域の雇用環境の安定化に資するため、下請負人の選定にあたっては、市内業者を選定するよう努めること。

9 前払金の適正 使用（中間前払 金を含む。）

前払金については、建設工事請負契約約款第36条により、支払に充当できる経費が定められていますので、前払金の請求に当たっては、「前払金使途内訳明細書」（北海道建設業信用保証（株）が発行したもの）を提出し、下請負人に対する資材の購入や労働者の募集、その他当該工事の着手に必要な資金に十分配慮し、前払金を受けたときは、使途内訳に基づき、適切な資金管理で前払金を滞留させることのないように十分配慮してください。

10 建設業の許可

に係る標識及び
施工体制台帳の
作成等

建設業法第40条では、建設業者はその店舗及び建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に、いわゆる「建設業の許可票」を掲げなければならないことになっています。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の規定により建設業者は施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、局に対し、施工体制台帳の写しを提出しなければならないが、実際の工事現場の点検を局から求められた場合は、これを拒否できないことになっています。施工体制台帳には、健康保険等の加入状況を記載することになっていますので、下請負人の健康保険等の加入状況を把握するとともに、適用除外でもないのかにかかわらず未加入の下請負人には加入するよう指導してください。

さらに、施工体制台帳の記載事項として、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の様子が追加されていますので、記載漏れのないよう注意してください。

これと併せて、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を当該工事現場に掲げなければなりません。

局では、工事の適正な施工を確保する観点から、局発注の全ての建設工事について、施工体制台帳の写し及び施工体系図を提出していただきます。

なお、これらの標識及び施工体系図等は建設業法等により最低限求められるものであって、局が工事ごとに求める取扱いと異なる場合がありますので留意してください。

11 相談窓口の情報提供

報提供

労働条件に関する疑問や建設工事における元請・下請間等に関する請負契約上のトラブル等について、専門の相談員を配置した相談窓口が設置されています。これらの相談窓口について、建設工事現場で従事する全ての方に周知し、健全な施工体制の構築に努めてください。

<労働条件に関する相談窓口>

(1) 旭川総合労働相談コーナー（厚生労働省北海道労働局）

電話：0166-35-5901

(2) 労働相談ホットライン（北海道）

電話：0120-81-6105

<建設業に関する相談窓口>

(1) 駆け込みホットライン（国土交通省）

電話：0570-018-240

(2) 建設業フォローアップ相談ダイヤル（国土交通省）

電話：0570-004-976

(3) 建設ホットライン（北海道上川総合振興局）

電話：0166-46-5946

令和2年度 公共工事設計労務単価(基準額)

- 1 本単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、北海道における所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価

(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等)(参考値)

所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)

特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工
21,100 (29,700)	17,300 (24,300)	14,400 (20,200)	19,700 (27,700)	26,400 (37,100)	23,700 (33,300)	-	22,000 (30,900)	20,900 (29,400)
鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工
24,200 (34,000)	25,000 (35,200)	24,200 (34,000)	26,600 (37,400)	20,700 (29,100)	17,600 (24,700)	35,100 (49,400)	41,700 (58,600)	-
トンネル 特殊工	トンネル 作業員	トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員
38,300 (53,800)	27,900 (39,200)	37,400 (52,600)	31,200 (43,900)	31,500 (44,300)	38,400 (54,000)	21,900 (30,800)	27,300 (38,400)	21,600 (30,400)
潜水土	潜水 連絡員	潜水 送気員	山林 砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工
41,700 (58,600)	27,300 (38,400)	26,200 (36,800)	-	-	23,300 (32,800)	25,100 (35,300)	25,100 (35,300)	20,500 (28,800)
はつり工	防水工	板金工	タイル工	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工
25,300 (35,600)	26,300 (37,000)	25,200 (35,400)	-	25,200 (35,400)	-	24,500 (34,400)	22,100 (31,100)	21,300 (29,900)
ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B				
20,300 (28,500)	23,600 (33,200)	22,700 (31,900)	13,900 (19,500)	11,800 (16,600)				

※出典 国土交通省公表資料「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価(基準額)」より抜粋

「旭川市における公契約の基本を定める条例（公契約条例）」 が制定されました

旭川市では、地域の企業への発注によって企業の健全な成長を支え、そこで働く者の雇用の安定につなげるなど、地域での社会経済の循環により地域の発展、市民の福祉の増進を図ることを目的に「旭川市における公契約の基本を定める条例（公契約条例）」を定めました（平成28年12月13日施行）。

条例の基本方針

次の4つの基本方針を定めており、これらに基づく施策を総合的に推進していくこととなります。

- (1) 地域内での経済の循環及び活性化を図ること。
- (2) 公契約に係る業務に従事する者の労働環境を確保すること。
- (3) 品質及び適正な履行を確保すること。
- (4) 公平性、公正性及び透明性の向上を図ること。

事業者の責務を規定

次の3つの事項を事業者の責務として定めています。

- (1) 公契約に関わるものとしての社会的責任を自覚し、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 公契約に係る業務に従事する者の労働環境の向上に努めなければならない。
- (3) 市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

事業者の皆様へ

この条例は、事業者の皆様が取り組まれている労働環境の向上について、基本方針や市と事業者双方の責務を明らかにし取組を進めることで、公契約に係る業務に従事する労働者の労働意欲を確保し、業務の履行品質の向上を図ることにより、市民が安心して生活できる地域社会の実現を目指すものです。

条例の趣旨を御理解いただき、条例に定める取組の推進に努めていただきますよう、御協力をお願いします。